

岡山県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱

(目的)

第1条 この実施要綱は、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸し付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(貸付の種類)

第2条 自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

(貸付対象)

第3条

1 生活支援費

生活支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は岡山県内に居住する里親若しくは岡山県内に所在する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）
- (2) 第3条第2項第2号に定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

2 家賃支援費

家賃支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 進学者
- (2) 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）

3 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

(貸付期間及び貸付額)

第4条

1 生活支援費

生活支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額 50,000 円（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を月額 80,000 円とする。）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12か月間

貸付額：月額 80,000 円

2 家賃支援費

家賃支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。）を限度とする。

(2) 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。）を限度とする。

3 資格取得支援費

貸付額は資格取得に要する費用の実費（児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合及び岡山県の「入所施設児童等福祉対策費補助金」の施設児童等自立促進費が交付される場合には、当該加算費及び補助金の額を控除した額を実費とみなす。）とし、250,000 円を上限とする。

(貸付方法及び利子)

第5条 自立支援資金は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、第4条第1項から第3項までの貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。

3 貸付金の利子は、無利子とする。

（連帯保証人等）

第6条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、原則として岡山県内に居住する連帯保証人を立てるものとする。

2 前項の連帯保証人は、自立支援資金の貸付けの決定を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条の規定による延滞利子を包含するものとする。

3 連帯保証人は、行為能力者であり債務を弁済する資力を有すること。

4 自立支援資金の貸付けを受けようとする者が、未成年者であるときは、親権者等法定代理人の同意が得られる場合にはその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要とすることができる。ただし、法定代理人の同意を得られずに貸付けを受けた場合には、借受人が成年に達した時点で、自立支援資金の貸付契約を追認することとする。

（貸付けの申請）

第7条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、自立支援資金借入申請書（様式第1号）に、次の貸付対象者の区分に応じて掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

（1）進学者

- ① 本人確認書類（住民票の写し、学生証（写）、保険証（写）、免許証（写）等）。
- ② 自立支援資金の借入に対する意見書（様式第2号）。
- ③ 大学等へ進学し在籍していることが確認できるもの。
- ④ 家賃支援費を借入れる場合は、1月あたりの家賃（管理費及び共益費を含む。）が確認できるもの。

（2）就職者

- ① 本人確認書類（住民票の写し、保険証（写）、免許証（写）等）。
- ② 自立支援資金の借入に対する意見書（様式第2号）。

- ③ 就職していることが確認できるもの。
 - ④ 家賃支援費を借入れる場合は、1月あたりの家賃（管理費及び共益費を含む。）が確認できるもの。
- (3) 資格取得希望者
- ① 本人確認書類（住民票の写し、保険証（写）、学生証（写）、免許証（写）等）。
 - ② 取得する資格の内容及び取得費用が確認できるもの。
 - ③ 自立支援資金の借入に対する意見書（様式第2号）。
- (4) 連帯保証人
- ① 本人確認書類（住民票の写し、保険証（写）、免許証（写）等）。
 - ② 本人の所得が確認できるもの（所得証明書、前年分源泉徴収票（写）等）。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける申請者
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことが確認できる書類（収入の減少状況に関する申立書等）。

(貸付けの決定等)

- 第8条 会長は、第7条の規定による自立支援資金の借入れの申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内において、自立支援資金を貸付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該自立支援資金の借入れの申請をした者に通知する。
- この場合、必要があるときは、決定に条件を付することができる。
- 2 貸付けの決定を受けた者は、決定に係る内容に変更があったときは、直ちに届け出て、変更の決定を受けるものとする。

(貸付け資金の交付)

- 第9条 第8条の規定による自立支援資金の貸付けの決定の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、会長が指定する日までに、自立支援資金交付申請書（様式第3号）に自立支援資金借用証書（様式第4号）及び自立支援資金口座振込申出書（様式第5号）を添付して会長に提出しなければならない。
- 2 借用書には、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えなければならない。また借受人が未成年者であり自立支援資金の貸付けに関し親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、法定代理人の印鑑証明書を添えなければならない。

(貸付契約の解除等)

- 第10条 会長は、自立支援資金の貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき又は貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、貸付けを受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し

出たときは、その契約を解除するものとする。

- 3 会長は、前2項の規定により契約の解除をしたときは、直ちにその旨を書面により当該借受人又はその相続人及び連帯保証人に通知する。

(返還の債務の当然免除)

第11条 会長は、借受人が、次の各号の一に該当するに至ったときは、自立支援資金の返還を免除するものとする。

(1) 貸付けを受けた進学者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。

(2) 貸付けを受けた進学者が、前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

(3) 貸付けを受けた就職者が、就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。

(4) 貸付けを受けた就職者が前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

(5) 貸付けを受けた資格取得希望者が、就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつその日から2年間）引き続き就業を継続したとき。

(6) 貸付けを受けた資格取得希望者が、前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

- 2 前項の第1号、第3号及び第5号に規定する就業期間中に離職し再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も継続して就業しているものとみなし、最長1年間を限度として就業継続期間に含むものとする。

(返還)

第12条 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内（資格取得支援費の貸付けを受けた者については、2年以内）に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式又は一括払により返還しなければならない。

(1) 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 自立支援資金の貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき。

(3) 自立支援資金の資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。

- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
- 2 前項の規定により自立支援資金を返還しなければならない者は、同項各号に該当する日となった日から2週間以内に、自立支援資金返還明細書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、自立支援資金を返還しなければならない者が前項に規定する期間内に同項の自立支援資金返還明細書を提出しないときは、その者に対し、自立支援資金の返還について、その返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 会長は、借受人が、次の各号の一に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間。
- (2) 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が次のいずれかに該当する場合には、その事由が継続する期間。
- ① 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき。
- ② 大学等(大学院を含む。)に在学しているとき。
- 2 会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合には、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予の申請等)

第14条 第13条の規定による返還猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還猶予申請書(様式第7号)に同条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、すみやかに会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による返還猶予の申請があったときは、その内容を審査の上、履行猶予の決定をし、その結果を書面により当該履行猶予の申請をした者に通知する。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 会長は、借受人が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた自立支援資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
(2) 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき。

返還の債務の額の一部（就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間を除いて得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。）

(4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき。

返還の債務の額の一部（返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。）。

(返還免除の申請等)

第16条 第11条及び第15条の規定による自立支援資金の返還免除を受けようとする者は、自立支援資金返還免除申請書（様式第8号）にその理由となる事実を証する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定により自立支援資金の返還免除の申請があったときは、その内容を審査の上、自立支援資金の返還を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該自立支援資金の返還の免除の申請をした者に通知する。

(延滞利子)

第17条 会長は、借受人が正当な理由がなくて自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出等)

第18条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届出書（様式第9号）に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

(1) 大学等を退学し、休学し、停学の処分を受け、復学し、留年し、又は卒業したと

き。

- (2) 自立支援資金の貸付契約の解除を申し出るとき。
 - (3) 第 14 条第 2 項の規定により返還猶予の通知を受けた場合にあっては、その申請事由に該当しなくなったとき。
 - (4) 就職したとき、又は退職したとき。
 - (5) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があったとき。
 - (6) 資格取得希望者が資格を取得したとき、又は、資格を取得する見込みがなくなったとき。
 - (7) 児童養護施設等を退所したとき、又は里親等の委託が解除されたとき。
 - (8) 連帯保証人が死亡したとき。
- 2 借受人が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに届出書（様式第 9 号）に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

（報告）

- 第 19 条 大学等に在籍している借受人は毎年、大学等在籍報告書（様式第 10 号）等を、会長に提出しなければならない。
- 2 就業している借受人は毎年、業務従事状況報告書（様式第 11 号）を、会長に提出しなければならない。
 - 3 求職活動中は求職活動状況報告書（様式第 12 号）に求職活動確認票（様式第 13 号）等当該事実を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。
 - 4 会長は、第 18 条及び前 3 項に定めるもののほか、必要と認めるときは、借受人及び連帯保証人に対し、自立支援資金の貸付けの目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

（連帯保証人の変更）

- 第 20 条 借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第 14 号）に、自立支援資金借用書（様式第 4 号）を添えて会長に申請し、その承認を得なければならない。
- 2 借用書には、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えなければならない。

（その他）

- 第 21 条 この要綱及び「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 3 号厚生労働事務次官通知）、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」（平成 28 年 3 月 7 日雇児発 0307 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この実施要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この実施要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この実施要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

なお、旧実施要綱に基づき実施している事業の取扱いについては、従前の例によるものとする。

ただし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日の間に貸付決定した者から延滞利子を徴収する場合には、年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 4 この実施要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

なお、旧実施要綱に基づき実施している事業の取扱いについては、従前の例によるものとする。

- 5 この実施要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

なお、旧実施要綱に基づき実施している事業の取扱いについては、従前の例によるものとする。